

# 第 64 回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード 5284

ヤマウホールディングス株式会社

日時

2021年6月29日（火曜日）  
午前10時

場所

福岡市中央区天神二丁目5番55号  
レソラ天神5階  
レソラNTT夢天神ホール

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である  
取締役を除く。）4名選任の件

新型コロナウイルスの影響を踏まえ株主様におかれましては、本定時株主総会へのご出席に際し、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をお確かめの上、ご無理をなさらず、当日のご出席を見合わせることもご検討ください。

また、書面による事前の議決権行使のご活用をお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）  
午後5時30分まで

証券コード 5284  
2021年6月11日

株 主 各 位

福岡市中央区舞鶴三丁目2番1号

**ヤマウホールディングス株式会社**

代表取締役社長 **有 田 徹 也**

## 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルスの影響を踏まえ、感染防止の観点から、株主様におかれましては、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前の書面による議決権の行使をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区天神二丁目5番55号  
レソラ天神5階 レソラNTT夢天神ホール  
(裏面ご案内図をご参照ください。)

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第64期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第64期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

- 
- \* 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- \* 招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yamau-holdings.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- \* 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 株主総会における新型コロナウイルス感染防止へのお願い

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、感染防止の観点から、下記の対応を取らせていただきます。株主様には、ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 株主様へのお願い

■株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の健康と安全面を最優先にご検討いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。

■当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、ご検討ください。

■会場内においては感染リスクを低減するため、座席間の距離を確保することにより、ご用意できる座席数が例年に比べ減少いたします。座席数を上回るご来場がある場合、お席がご用意できず、株主総会へのご出席をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

### 2. ご来場いただく株主様へのお願い

■マスクの着用とアルコール消毒液による手指の消毒について、ご協力をお願い申し上げます。

■会場入口において、株主様には体調のご確認や検温にご協力いただく場合がございます。

■体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、株主総会へのご出席をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

### 3. 当社の対応について

■当日は、役員及び運営スタッフ等はマスクを着用させていただきます。また総会開催日現在の状況に応じ、感染防止のための措置を講じる場合がございます。

■今後の感染状況等により株主総会の運営・会場に大きな変更が生ずる場合は、その内容を当社ウェブサイト (<https://www.yamau-holdings.co.jp/>) にてお知らせいたします。

添付書類

## 事業報告

(自 2020年4月 1日)  
(至 2021年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた政府の緊急事態宣言の発令により経済活動が制限される中、景気の減速傾向が一層強まる結果となりました。緊急事態宣言解除後は、政府による大規模な景気支援策により、個人消費に持ち直しの動きが見られたものの、再び同感染症が猛威を振るい、緊急事態宣言が再発令されるなど、未だ新型コロナウイルス感染症の収束は見通せず、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主要市場である九州の経済については、国が進める防災・減災、国土強靱化のための予算が配分される一方で、中・長期的には公共投資の縮減により漸減する方向であることが予想されるなど、予断を許さない状況が続いております。

このような経営環境下で当社グループでは、本年度が最終年度となる「中期経営計画」に基づき、継続的な事業の成長を目標に、技術・開発力の向上や、生産性、収益性の向上を目指して参りました。又、中外道路株式会社が新たに当社グループに加わったこともあり、当連結会計年度の業績は、売上高は267億11百万円（前年同期比15.7%増）となりました。利益面では、中外道路株式会社の加入に加え、同社が営む高架道路用伸縮装置製造販売、設置事業分野や水門・堰製造施工事業分野で好採算製品の出荷・施工があったことや、グループ全社で取り組んでいるコスト削減や生産性向上などにより、営業利益は18億74百万円（前年同期比64.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億43百万円（前年同期比69.7%増）となりました。

セグメントの経営成績を示すと次のとおりであります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、各事業セグメントともに現時点で影響は出ておらず、本感染症の業績に与える影響は軽微であると想定しております。

## (コンクリート製品製造・販売事業)

コンクリート製品製造・販売事業の売上は、土木製品、景観製品、レジンコンクリート製品の販売によるものであります。

当連結会計年度においては、主要市場である九州圏内の建設市場において、中・長期的には公共投資の縮小により漸減する方向であることに加え、公共投資が耐震、長寿命化、老朽化対策などの既存インフラの維持管理や防災・減災対策へシフトしていくなか、災害復旧・復興工事や港湾・高速道路整備工事への対応に取り組んで参りました。

その結果、当連結会計年度においては、コンクリート製品製造・販売事業の売上高は、177億13百万円（前年同期比6.6%増）となりました。利益面では、港湾整備工事などにおいて大口受注もあり、生産効率の向上が寄与したことなどにより、セグメント利益（営業利益）は10億88百万円（前年同期比41.9%増）となりました。

（水門・堰の製造及び施工並びに保守事業）

水門・堰の製造及び施工並びに保守事業の売上は、水門、除塵機、水管橋等鋼構造物の製造、施工並びにそれらの保守によるものであります。

当連結会計年度においては、水門・堰の製造及び施工並びに保守事業の売上高は、34億38百万円（前年同期比1.1%増）となりました。セグメント利益（営業利益）については、好採算製品の出荷・施工に加え、外注費の内製化を中心にコスト削減や生産効率向上を推進した結果、2億92百万円（前年同期比122.6%増）となりました。

（地質調査・コンサルタント業務及び土木工事事業）

地質調査・コンサルタント業務及び土木工事事業の売上は、地質調査及び地すべり対策工事並びに測量・設計業務によるものであります。

当連結会計年度においては、地質調査・コンサルタント業務及び土木工事事業の売上高は17億35百万円（前年同期比0.9%減）、セグメント利益（営業利益）は2億円（前年同期比27.5%増）となりました。

（コンクリート構造物の点検・調査、補修工事事業）

コンクリート構造物の点検・調査、補修工事事業の売上は、橋梁、トンネル等コンクリート構造物の点検・調査業務の請負、補修工事・補強設計業務の請負によるものであります。

当連結会計年度においては、コンクリート構造物の点検・調査、補修工事事業の売上高は10億16百万円（前年同期比12.5%増）、セグメント利益（営業利益）は1億20百万円（前年同期比10.1%増）となりました。

（情報機器の販売及び保守事業）

情報機器の販売及び保守事業の売上は、主に金融機関向け業務処理支援機器及びその周辺機器の販売並びにそれらの保守事業によるものであります。

当連結会計年度においては、情報機器の販売及び保守事業の売上高は4億60百万円（前年同期比14.8%増）、セグメント利益（営業利益）は38百万円（前年同期比52.6%増）となりました。

（橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事事業）

橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事事業の売上は、主に橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事によるものであります。

当連結会計年度においては、橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事事業の売

上高は23億77百万円、セグメント利益（営業利益）については、96百万円となりました。

なお、本事業を営む中外道路株式会社はみなし取得日が前連結会計年度末であるため、前年同期との比較を省略しております。

#### （不動産事業）

不動産事業の売上は、主に不動産の賃貸によるものであります。

当連結会計年度においては、不動産事業の売上高は74百万円（前年同期比8.9%減）、セグメント利益（営業利益）は27百万円（前年同期比18.8%減）となりました。

#### （売上高の内訳）

（単位：千円）

部 門	第 63 期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第 64 期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金 額	構成比率	金 額	構成比率
コンクリート製品製造・販売事業	16,616,549	71.7%	17,713,429	65.9%
水門・堰の製造及び施工並びに保守事業	3,399,530	14.7	3,438,518	12.9
地質調査・コンサルタント業務及び土木工事業	1,751,965	7.6	1,735,997	6.5
コンクリート構造物の点検・調査・補修工事業	903,530	3.9	1,016,176	3.8
情報機器の販売及び保守事業	401,170	1.7	460,587	1.7
橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事業	—	—	2,377,568	8.9
不 動 産 事 業	81,961	0.4	74,685	0.3
調 整 額	△65,654	—	△105,943	—
合 計	23,089,054	100.0	26,711,018	100.0

（注）調整額はセグメント間の内部売上高又は振替高であります。

## （2）資金調達の状況

資金調達につきましては、金融機関よりの借入れによる経常的な資金調達が主なものであります。

## （3）設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は6億56百万円であり、その主なものは各工場における工具型枠及び機械装置であります。

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生産活動の停滞や消費の落ち込み等極めて厳しい状況で推移するものと予想されます。当社グループの主要市場である九州圏内の建設市場においても工事の縮減、延期も予見されるなど楽観できない状況にあります。

このような状況の中、当社グループでは、グループの経営機能と業務執行を分離し、グループ全体のガバナンス体制を強化することにより、グループの企業価値の最大化を図ることを目的に持株会社体制へ移行するとともに、2021年4月から2024年3月期を実行期間とする「中期経営計画Ⅵ」を策定しました。中期経営計画Ⅵ（2021年4月～2024年3月）は、中期経営計画Ⅴで得た基盤を足掛かりに、「ヤマウグループが将来に亘って安定的に成長を続けるための経営・収益基盤のさらなる見直しと徹底的な強化の期間」と位置付けるとともに、持続的な成長を支え、加速するためのグループシナジー発揮の土台を整備いたします。

株主の皆様におかれましては、何卒絶大なご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第61期	2018年度 第62期	2019年度 第63期	2020年度 第64期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	22,712,923	24,068,372	23,089,054	26,711,018
経常利益(千円)	625,815	973,640	1,173,368	1,863,795
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	553,297	501,087	732,429	1,243,073
1株当たり当期純利益	103円74銭	81円98銭	119円70銭	203円15銭
総資産(千円)	18,654,675	18,834,758	21,792,911	22,807,896
純資産(千円)	4,818,167	5,190,882	5,762,888	6,987,711
1株当たり純資産	777円81銭	836円11銭	928円93銭	1,127円28銭

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第62期の期首より適用しており、第61期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。
2. 第62期より、従来、営業外収益に計上しておりました「不動産賃貸収入」を「売上高」に計上する方法に変更いたしました。これは、2018年4月より2021年3月を実行期間とする中期経営計画の策定を契機に「不動産事業」を主要な事業と位置付け、事業運営の実態をより適切に表示するために変更を行ったものであります。
- なお、第61期については、当該変更を遡って適用したものとして表示しております。
3. 第64期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第63期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社との関係  
親会社はありません。

- ② 重要な子会社の状況

重要な子会社の名称	資本金 (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ヤマウトラスト	9,000	100.0	製造業務請負事業、鉄筋加工事業、コンクリート製品用型枠の製造・販売並びに改造・修理
福岡プレコン販売株式会社	11,000	100.0	コンクリート製品仕入販売
メック株式会社	9,000	100.0	コンクリート構造物の点検・調査業務、補修・補強設計業務、補修工事業務、補修・補強材料販売業務
光洋システム機器株式会社	17,050	100.0	情報機器の販売及び保守
大分フジ株式会社	9,000	77.8	コンクリート製品製造・販売
開成工業株式会社	60,000	100.0	水門・堰の製造及び施工並びに保守
株式会社リペアエンジニア	60,000	100.0	一般土木工事並びにコンクリート構造物等の補修・補強工事
大栄開発株式会社	33,000	100.0	地質調査及び地すべり対策工事並びに測量・設計
株式会社熊本ヤマウ	30,000	90.0	コンクリート製品製造・販売
中外道路株式会社	12,000	100.0	橋梁・高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事

(注) 2020年4月1日付で、九コン販売株式会社は、福岡プレコン販売株式会社に商号を変更しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

- ① コンクリート製品製造・販売事業  
 コンクリート製品の製造・販売並びに施工、一般土木工事の施工並びに管理、レジン  
 コンクリート製品の製造・販売並びに施工を主な事業とし、その製品は大別して、次のとお  
 りであります。

土木製品		レジンコンクリート製品	
河川港湾類	cv絆、eベース、一鷹、CVハーフ、グリーンロック、ケスタ、ネクストーン、のぼるくん、テトラックPG、cv護、テトラック法尻ブロック、小口止ブロック、堤脚水路、残置型枠ブロック	カルバート類	ボックスカルバート、FAボックス、ループアーチ、アーチカルバート、可とうボックス、Pcaウイングウォール、MMSボックスカルバート、二分割カルバート
擁壁類	ハイタッチウォール、スーパークリフ、ガードクリフ、GPウォール、パワーロックⅡ、PAN WALL工法、多数アンカー式擁壁、EPS工法、NNCⅢ、NNCⅢマルチコーナー擁壁	側溝類	ピットと側溝、リボン（騒音防止）側溝、SF側溝、YCL側溝、Bライン側溝
管渠・暗渠類	Bライン側溝、ライン側溝、サイドライン側溝、側溝カルバート、NJ境界集水溝、重圧管、横断暗渠	水路類	YT水路、三面水路、軽量三面水路、K P水路
道路類	プレガードⅡ、PGF、SGF、YTスラブ、そうげん	機能性コンクリート	ダクタル、ハレーサルト、レジン、ESCON
残存型枠・シートライニング	ストーンちゃん、ゆうパネル	貯留浸透類	アクアポンドS型、防火水槽、耐震性貯水槽、シントー側溝、シントーホール、オープン調整池、ためる〜ぶ
エネルギー関連	ソーラーレッグ	防災・減災類	災害用トイレ
景観製品		建築関連	
舗装材	洗い出し及び擬石による平板・縁石、歩車道ブロック、リサイクルレンガ他	YRG集水蓋（U型用蓋・側溝蓋）、カーストップ、メンテナンス床板（UPC階段）、fitサークル、フリーボーイ、誘導ブロック、係船柱、レジン多孔管、分岐部側板、レジンパネル 他	
ストリートファニチャー	車止め、外柵、ベンチ、水飲み、プランター、ポール、パーゴラ 他	ファイユニ（後付エレベーター昇降路）	

- ② 水門・堰の製造及び施工並びに保守事業  
主に水門、除塵機、水管橋等鋼構造物の製造、施工並びにそれらの保守を行っております。
- ③ 地質調査・コンサルタント業務及び土木工事業  
主に地質調査及び地すべり対策工事並びに測量・設計業務を行っております。
- ④ コンクリート構造物の点検・調査・補修工事業  
主に橋梁、トンネル等コンクリート構造物の点検・調査業務の請負、補修・補強設計業務の請負を行っております。
- ⑤ 情報機器の販売及び保守事業  
主に金融機関向け業務処理支援機器、貨幣処理機及びその周辺機器の販売並びにそれらの保守事業を行っております。
- ⑥ 橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事業  
主に、橋梁、高架道路用伸縮装置の製造・販売及び工事の施工を行っております。
- ⑦ 不動産事業  
主に不動産の賃貸を行っております。

### (8) 主要な事業所

- ① 本 社 福岡県福岡市早良区東入部五丁目15番7号
- ② 営業部・営業所、工場

営 業 部 所	所 在 地	営 業 部 所	所 在 地
福 岡 営 業 部	福岡県福岡市早良区	鹿 児 島 営 業 部	鹿児島県鹿児島市
福 岡 営 業 所	福岡県福岡市早良区	鹿 児 島 営 業 所	鹿児島県鹿児島市
北九州営業所	福岡県北九州市小倉北区	鹿 屋 営 業 所	鹿児島県鹿屋市
福 佐 営 業 部	福岡県久留米市	川 内 営 業 所	鹿児島県薩摩川内市
久留米営業所	福岡県久留米市	霧 島 営 業 所	鹿児島県霧島市
佐 賀 営 業 所	佐賀県佐賀市	関 東 支 社	東京都墨田区
長 崎 営 業 部	長崎県長崎市	広 島 営 業 所	広島県広島市
長 崎 営 業 所	長崎県長崎市	沖 縄 営 業 所	沖縄県那覇市
大 分 営 業 部	大分県大分市	工 場	所 在 地
大 分 営 業 所	大分県大分市	福 岡 工 場	福岡県福岡市早良区
大分北営業所	大分県宇佐市	北 九 州 工 場	福岡県鞍手郡小竹町
宮 崎 営 業 部	宮崎県宮崎市	佐 賀 工 場	佐賀県佐賀市
宮 崎 営 業 所	宮崎県宮崎市	大 分 工 場	大分県臼杵市
延 岡 営 業 所	宮崎県延岡市	川 南 工 場	宮崎県児湯郡川南町
高 鍋 営 業 所	宮崎県児湯郡川南町	R E C 工 場	宮崎県児湯郡川南町
都 城 営 業 所	宮崎県都城市	高 崎 工 場	宮崎県都城市
		鹿 児 島 工 場	鹿児島県霧島市

- (注) 1. 2020年4月1日付で、佐賀営業部を福佐営業部に名称変更いたしております。  
 2. 2020年4月1日付で、福佐営業部を福岡県久留米市へ移転しております。  
 3. 2020年4月1日付で、関東事業部を関東支社に名称変更いたしております。

### ③ 子会社の本社所在地

子会社の名称	本社所在地
株式会社ヤマウトラスト	福岡県福岡市早良区
福岡プレコン販売株式会社	福岡県福岡市早良区
メック株式会社	福岡県福岡市早良区
光洋システム機器株式会社	福岡県春日市
大分フジ株式会社	大分県大分市
開成工業株式会社	熊本県熊本市北区
株式会社リペアエンジニア	福岡県福岡市早良区
大栄開発株式会社	長崎県佐世保市
株式会社熊本ヤマウ	熊本県熊本市東区
中外道路株式会社	兵庫県芦屋市

(注) 2020年4月1日付で、九コン販売株式会社は、福岡プレコン販売株式会社に商号を変更しております。

### (9) 従業員の状況

事業内容	従業員数	前期末比増減
コンクリート製品製造・販売事業	470名	減 6名
水門・堰の製造及び施工並びに保守事業	162	—
地質調査・コンサルタント業務及び土木工事業	60	増 2
橋梁・高架道路用伸縮装置の製造・販売・設置工事業	63	増 6
コンクリート構造物の点検・調査、補修工事業	28	増 1
情報機器の販売及び保守事業	6	減 1
不動産事業	0	—
全社(共通)	22	減 1
合計	811	増 1

(注) 上記従業員数には、臨時社員は含まれておりません。

### (10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社福岡銀行	4,385,622千円
株式会社鹿児島銀行	752,819
株式会社西日本シティ銀行	364,992
株式会社宮崎銀行	250,868
株式会社熊本銀行	200,000
株式会社佐賀銀行	144,200
株式会社肥後銀行	140,000

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループを取り巻く経営環境は、建設業界における深刻な人手不足に加え、中・長期的には公共投資の縮減により漸減する方向であることが予想されるなど、一層厳しさを増しております。

このような経営環境の変化に、柔軟かつ迅速に対応すべく、当社グループは、グループの経営機能を当社に集約し、その傘下に当社グループ各社を配置する純粋持株会社体制へ移行することによって、各事業会社の役割を明確化してグループの経営機能と業務執行機能を分離し、グループ全体のガバナンス体制を強化することで各事業会社が事業活動に集中できる体制を構築するとともに、人材・技術・ノウハウなどの経営資源を横断的・効率的に活用し、最大のシナジー発揮を図ることが今後の当社グループの企業価値の最大化に資すると判断し、2021年4月1日付で持株会社体制に移行しております。

具体的には、2020年12月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社が上場を継続したまま持株会社（2021年4月1日付で「ヤマウホールディングス株式会社」に商号変更）となり、新設分割によりコンクリート製品製造・販売事業その他関連事業を担う事業会社「株式会社ヤマウ」を分割期日である2021年4月1日付で新設し、当該事業を当該新設会社へ分割承継する形で行っております。また、2021年4月1日付で、当社は当該新設会社である株式会社ヤマウの発行済株式100株全部を取得いたしております。

なお、当社は、前記の臨時株主総会の決議に基づき、2021年4月1日付で監査等委員会設置会社に移行し、また同日をもって、本店を福岡市中央区舞鶴三丁目2番1号へ変更いたしております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 25,224,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,306,000株
- (3) 株 主 の 数 1,209名

### (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
福 岡 商 事 株 式 会 社	880,000株	14.4%
株 式 会 社 麻 生	400,000	6.5
株 式 会 社 ト ク ヤ マ	400,000	6.5
平 松 裕 将	382,500	6.3
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	325,000	5.3
株 式 会 社 福 岡 銀 行	222,000	3.6
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行	195,000	3.2
吉 田 知 広	183,600	3.0
株 式 会 社 西 日 本 シ テ イ 銀 行	160,000	2.6
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	130,000	2.1

(注) 当社は、自己株式187,059株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日)

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 嶺 啓 藏	営業統括
取締役会長	権 藤 勇 夫	
取締役副社長	有 田 徹 也	
取締役専務執行役員	伊 佐 寿 起	
取締役	櫻 井 文 夫	
常勤監査役	隈 江 芳 博	
監査役	右 田 國 博	
監査役	本 木 正 之	

- (注) 1. 取締役 櫻井文夫氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 右田國博及び本木正之の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役 櫻井文夫氏は、2020年6月26日開催の第63回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。  
 4. 監査役 本木正之氏は、2020年6月26日開催の第63回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。  
 5. 監査役 隈江芳博氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 櫻井文夫、右田國博及び本木正之の各氏につきましても、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 7. 監査役 右田國博氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 8. 吉岡東氏は、2020年6月26日で任期満了により取締役を退任いたしております。  
 9. 長野紘一氏は、2020年6月26日で任期満了により監査役を退任いたしております。  
 10. 当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
伊 佐 寿 起	営業本部統括、製造本部統括	営業統括	2020年4月1日

#### (2) その他会社役員に関する重要な事項 (2021年4月1日)

当社は、2020年12月25日開催の臨時株主総会の決議（以下、本決議という。）により、2021年4月1日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、監査役会設置会社の全取締役及び全監査役が2021年4月1日付で任期満了により退任しております。ただし、本決議により、取締役 有田徹也、取締役 権藤勇夫及び取締役 伊佐寿起の各氏はそれぞれ、再任され2021年4月1日付で就任いたしました。取締役 櫻井文夫及び監査役 本木正之の両氏については、本決議により、新たに取締役（監査等委員）に選任され2021年4月1日付で就任いたしました。また、本決議により、村田曄昭氏は取締役に、濱中聡生氏は取締役（監査等委員）に、新たに選任され2021年4月1日付で就任いたしました。

そして、当事業年度末日後に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動については、以下のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
有田 徹也	取締役副社長	代表取締役社長	2021年4月1日
	—	株式会社ヤマウ代表取締役社長	2021年4月1日
伊佐 寿起	取締役専務執行役員 営業統括	取締役	2021年4月1日
	—	株式会社ヤマウ取締役副社長	2021年4月1日

また、当事業年度末日後に任期満了に伴い退任した取締役及び監査役（再任者及び取締役から取締役（監査等委員）に就任した者は除く。）は以下のとおりです。

退任時の役名	氏名	退任時の担当 及び重要な兼職	退任日
代表取締役社長	小 嶺 啓 藏	—	2021年4月1日
常勤監査役	隈 江 芳 博	—	2021年4月1日
監査役	右 田 國 博	—	2021年4月1日

新設分割による持株会社体制への移行及び監査等委員会設置会社への移行後の当社の取締役の状況（2021年4月1日現在）は、以下のとおりです。

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	有田 徹也	株式会社ヤマウ代表取締役社長
取締役会長	権 藤 勇 夫	
取締役	伊佐 寿起	株式会社ヤマウ取締役副社長
取締役	村田 暉昭	
取締役（常勤監査等委員）	濱 中 聡 生	
取締役（監査等委員）	櫻 井 文 夫	
取締役（監査等委員）	本 木 正 之	

- (注) 1. 取締役 村田暉昭、櫻井文夫及び本木正之の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、2021年4月1日付で、社外取締役村田暉昭、櫻井文夫及び本木正之の各氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する最低責任限度額とする契約を締結しております。
3. 当社は、2021年4月1日付で、以下の内容を概要とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

**【保険契約の内容の概要】**

①被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社（孫会社を含む）のすべての取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はございません。

③填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について填補されます。

④役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の故意により法令に違反する行為、違法な利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。



### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			人 数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	96 (3)	96 (3)	- (-)	- (-)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	12 (4)	12 (4)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計	108	108	-	-	10

(注) 当社は2018年6月28日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第61回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、役員退職慰労金を当期中に退任した社外取締役1名に対して1,542千円、社外監査役1名に対して3,025千円を支給しております。

#### ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を定めております。その決定方針の決定方法は、取締役会にて議論し、取締役会決議にて決定しております。また、その概要は以下のとおりであります。

##### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、個々の役位、職責、在任年数及び当社の業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

##### ロ. 個人別の報酬等の内容・額・算定方法の決定方針

取締役の報酬は金銭報酬のみとし、基本報酬からなる固定報酬と役員賞与からなる業績連動報酬により構成するものとする。

##### (1) 基本報酬

月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数及び当社の業績、他社水準、従業員給与の水準等をも考慮しながら、これらを総合的に勘案して決定する。

##### (2) 業績連動報酬

事業年度ごとの業績連動性の観点から、連結経常利益を指標とし、またその他の指標として配当金及び従業員賞与の水準等をも勘案しながら、これらを総合的に勘案して決定する。

個人別の報酬額については、取締役会にて議論し、取締役会決議にて決定する。

##### ハ. 報酬を与える時期・条件・種類ごとの割合の決定方針

月例で支給する固定報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めることを基本割合と

し、業績連動報酬は目標とする指標の100%を超えた事業年度においては、上記の方針に従い、一定の時期に支給するものとする。なお、業績連動報酬を支給する場合の固定報酬に対する割合は、各役位の平均で、最大2割程度となるよう設計するものとする。

### ③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等限度額は、1992年2月14日開催の臨時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は17名でございます。

また、監査役の報酬等限度額は、1996年6月27日開催の第39回定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名でございます。

なお、当社が監査等委員会設置会社へ移行する2021年4月1日以降の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額は、2020年12月25日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただき、また監査等委員である取締役の報酬等限度額は、同じく2020年12月25日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点で当該決議の対象である取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役1名）、また当該決議の対象である監査等委員である取締役の員数は3名でございます。

### ④取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議のプロセスの公正性及び透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬等限度額の範囲内で、代表取締役社長が作成した報酬案を、取締役会にて審議検討し、当該取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

## (4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	櫻 井 文 夫	社外取締役就任後、当事業年度開催の取締役会には、13回中13回出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見識から、適宜発言を行っております。また、企業経営の経験から取締役会での重要な決定や業務執行の監督等のガバナンス強化の役割を果たしております。
監 査 役	右 田 國 博	当事業年度開催の監査役会には、19回中19回出席し、取締役会には、16回中16回出席し、議案審議等につき、長年の経験と豊富な知見を生かして有用な発言を行っております。
監 査 役	本 木 正 之	社外監査役就任後、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回出席し、取締役会には、13回中13回出席し、議案審議等につき、業界において培ってきた専門的な知識や経営者としての豊富な経験から有用な発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	30,000千円
② 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務以外に係る報酬等の額	12,300千円
③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	42,300千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社は、会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
3. ②の報酬額は、収益認識に関する会計基準の導入に関する支援業務等に対する対価であります。
4. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が2,800千円あります。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、経営理念及び行動基準について定めている「ヤマウフィロソフィー」及び法令遵守、社会倫理の遵守を定めた「コンプライアンスマニュアル」に基づく企業活動により、コンプライアンス体制を確立する。  
その徹底を図るため、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する部署を設置し、同部署を中心に役職員教育等を行う。  
又、内部通報制度を確立し、問題点、問題行動の早期発見を実現する。なお、内部通報者に関しては秘匿扱いとし、人事考課等で不利益な扱いは行わないものとする。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する部署及び責任者を任命し、文書管理規程に基づき職務執行に係わる情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する体制を確立する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理規程を策定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制を確立する。又、内部監査部門が部署ごとのリスク管理状況を監査する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役は、職務分掌に基づき、それぞれの職務を執行するものとし、業務執行上委任された決定事項については、職務権限規程に基づき必要な決定を行い、推進するものとする。又、随時発生する経営課題の解決を図るなど全社的な業務の効率化を実現するために経営会議を開催するものとする。
- ⑤ 企業集団における業務の適正性を確保するための体制  
当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関する統括部署を設置するとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を確立する。なお、当社は、グループ各社において法令遵守体制を確立できるよう推進し、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

- ⑥ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する体制及びその独立性に関する事項  
監査役からの要請があれば、必要に応じて監査役の業務補助を行うスタッフを配置する。  
当該監査役補助スタッフは、監査役の指示・命令に従うものとする。又、その人事については取締役と監査役が意見交換を行う。
- ⑦ 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制  
取締役は、法令で定められた事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況についてすみやかに監査役に報告する体制を確立する。報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
常勤監査役が取締役会などの重要会議に出席し、取締役とは職務を異にする独立機関であることを十分に認識して積極的意見を表明できる体制を整備するとともに、取締役・使用人は、監査役から事実関係について説明を求められ、書類の閲覧を求められた場合には、これに協力する。

(注) 当社は、2021年4月1日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。これに伴い、2021年4月1日付で上記「業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針」を改定しております。改定内容は主に監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の変更であり、改定日以降、当該方針に基づき運用を行っております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般  
当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の業務監査部がモニタリングし、改善を進めております。
- ② 取締役の職務の執行  
取締役会は、執行役員を選任し、執行役員が各自の権限及び責任の範囲で職務を執行しており、取締役は執行役員と定期的に会議を行うことによって、経営課題の抽出及びその解決について効率的に行っております。

### ③ 監査役の監査の実効性

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会への出席及び会計監査人との意見交換を行い、情報交換等の連携を図っております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告の数字の表示について

1. 金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. その他は四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>15,324,871</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>12,627,775</b>
現金及び預金	5,715,324	支払手形及び買掛金	3,835,108
受取手形及び売掛金	6,579,687	電子記録債権	1,332,412
電子記録債権	128,742	短期借入金	4,125,510
たな卸資産	2,663,149	リース債務	70,622
その他の	254,740	未払金	1,250,127
貸倒引当金	△16,772	未払法人税等	623,449
		前受金	517,804
		賞与引当金	313,504
		工事損失引当金	5,510
		その他の	553,724
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,483,024</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,192,409</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,903,959</b>	長期借入金	2,243,691
建物及び構築物	1,234,230	リース債務	146,235
機械装置及び運搬具	553,038	繰延税金負債	198,199
土地	2,655,049	退職給付に係る負債	154,368
リース資産	212,625	その他の	449,915
建設仮勘定	7,650		
その他の	241,365	<b>負 債 合 計</b>	<b>15,820,185</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,437,737</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
のれん	805,176	株主資本	6,703,777
顧客関連資産	584,000	資本金	800,000
その他の	48,560	資本剰余金	755,477
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,141,327</b>	利益剰余金	5,150,859
投資有価証券	480,786	自己株式	△2,559
その他の	777,254	その他の包括利益累計額	193,998
貸倒引当金	△116,713	<sub>    </sub> 其他有価証券評価差額金	125,794
		<sub>    </sub> 退職給付に係る調整累計額	68,203
		非支配株主持分	89,935
<b>資 産 合 計</b>	<b>22,807,896</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,987,711</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>22,807,896</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(自 2020年4月 1日)  
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,711,018
売上原価	19,613,124
<b>売上総利益</b>	<b>7,097,893</b>
販売費及び一般管理費	5,223,689
<b>営業利益</b>	<b>1,874,204</b>
営業外収益	
受取利息及び配当金	12,187
鉄屑処分量配当金	25,851
利用分量配当金	23,296
その他	76,794
営業外費用	
支払利息	69,323
固定資産除却損	50,660
その他	28,554
<b>経常利益</b>	<b>1,863,795</b>
特別利益	
固定資産売却益	7,300
受取保険金	24,471
投資有価証券売却益	1,159
特別損失	
固定資産売却損	329
減損損失	5,033
災害損	26,181
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>1,865,183</b>
法人税、住民税及び事業税	732,434
法人税等調整額	△127,355
<b>当期純利益</b>	<b>1,260,104</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	17,031
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>1,243,073</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月 1日)  
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	800,000	755,477	3,987,333	△2,540	5,540,270
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△79,546		△79,546
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,243,073		1,243,073
自 己 株 式 の 取 得				△19	△19
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,163,526	△19	1,163,507
当 期 末 残 高	800,000	755,477	5,150,859	△2,559	6,703,777

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	95,986	47,842	143,829	78,788	5,762,888
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△79,546
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,243,073
自 己 株 式 の 取 得					△19
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	29,807	20,361	50,168	11,147	61,315
当 期 変 動 額 合 計	29,807	20,361	50,168	11,147	1,224,823
当 期 末 残 高	125,794	68,203	193,998	89,935	6,987,711

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社は、全て連結しております。

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

株式会社ヤマウトラスト

福岡プレコン販売株式会社

メック株式会社

光洋システム機器株式会社

大分フジ株式会社

開成工業株式会社

株式会社リペアエンジ

大栄開発株式会社

株式会社熊本ヤマウ

中外道路株式会社

※2020年4月1日付で、九コン販売株式会社は福岡プレコン販売株式会社に商号を変更いたしております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結会計年度と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

a 商品・製品・仕掛品・原材料…主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

b 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産除く）… 主に定率法（但し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）  
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
- |        |
|--------|
| 建物     |
| 7年～50年 |
| 機械装置   |
| 12年    |
- ② 無形固定資産（リース資産除く）… 定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。  
また、顧客関連資産については効果の及ぶ期間（主として9年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、次の方法により計上しております。
- a 一般債権……………貸倒実績率によっております。
- b 貸倒懸念債権及び破産更生債権  
……………個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 工事損失引当金  
受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、主として10年間で均等償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

### (会計上の見積りの変更)

#### 資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が2020年6月5日に公布され、2021年4月1日から施行されることとなりました。

当該改正に伴い、151百万円の見積りの変更を行いました。

なお、当該見積りの変更により、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は151百万円減少しております。

### (表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度より適用し、(会計上の見積りに関する注記)を開示しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

#### 中外道路株式会社ののれん及び識別可能な無形資産(顧客関連資産)の評価

##### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 805,176千円

顧客関連資産 584,000千円

##### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

中外道路株式会社との企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。また、顧客関連資産は外部の企業価値評価専門家を関与させて、公正価値により評価しております。

これらは、いずれも、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により定期的に償却しております。

当該金額は、被取得企業の事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー等に基づいて、回収可能性を判断しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん及び顧客関連資産の減損損失が計上される可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,009,016千円
2. 担保資産及び対応債務	
担保に供している資産	
建物及び構築物	779,312千円
機械装置及び運搬具	418千円
土地	2,124,621千円
投資有価証券	213,478千円
計	3,117,832千円
担保付債務	
短期借入金	3,734,710千円
長期借入金	2,232,791千円
計	5,967,501千円
3. 保証債務	
従業員の金融機関からの借入に対する保証	23,384千円
4. 受取手形割引高	1,872,590千円
5. 受取手形裏書譲渡高	7,465千円

(連結損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数

普通株式

6,306,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	79,546	13.00	2020年 3月31日	2020年 6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	256,995	42.00	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	5,715,324	5,715,324	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,579,687	6,579,687	—
(3) 投資有価証券	449,341	448,409	△932
(4) 支払手形及び買掛金	(3,835,108)	(3,835,108)	—
(5) 電子記録債務	(1,332,412)	(1,332,412)	—
(6) 短期借入金	(3,435,000)	(3,435,000)	—
(7) 未払金	(1,250,127)	(1,250,127)	—
(8) 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む)	(2,934,201)	(2,948,109)	13,908

（\*）負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

### （注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### （1）現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### （3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

#### （4）支払手形及び買掛金、（5）電子記録債務、（6）短期借入金、並びに（7）未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### （8）長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額31,445千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額

1,127円28銭



## 2. 1株当たり当期純利益

203円15銭

(重要な後発事象に関する注記)

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2020年10月23日開催の取締役会において、当社を分割会社とし、新設分割会社である株式会社ヤマウ（以下「新設会社」といいます）を設立する会社分割（新設分割）（以下「本新設分割」といいます）を実施し、同日付で商号を「ヤマウホールディングス株式会社」に変更するとともに、事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する等の定款変更を行う旨を決議し、2020年12月25日開催の臨時株主総会において承認可決されたため、2021年4月1日付で持株会社体制へ移行いたしました。

### 1. 持株会社制への移行の背景と目的

当社グループを取り巻く経営環境は、建設業界における深刻な人手不足に加え、中・長期的には公共投資の縮減により漸減する方向であることが予想されるなど、一層厳しさを増しております。

このような経営環境の変化に、柔軟かつ迅速に対応すべく、当社グループの中期経営計画の基本方針である「小さくても強い会社」の実現に向け、新たなグループ事業体制への移行に係る検討を進めて参りました。

その結果、当社グループは、グループの経営機能を当社に集約し、その傘下に当社グループ各社を配置する純粋持株会社体制へ移行することによって、各事業会社の役割を明確化してグループの経営機能と業務執行機能を分離し、グループ全体のガバナンス体制を強化することで各事業会社が事業活動に集中できる体制を構築するとともに、人材・技術・ノウハウなどの経営資源を横断的・効率的に活用し、最大のシナジー発揮を図ることが今後の当社グループの企業価値の最大化に資すると判断いたしました。

### 2. 会社分割の要旨

#### (1) 本新設分割の日程

新設分割計画承認取締役会	2020年10月23日
臨時株主総会基準日公告日	2020年10月23日
臨時株主総会基準日	2020年11月10日
新設分割計画承認臨時株主総会	2020年12月25日
新設分割効力発生日	2021年4月1日

(2) 本新設分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社である「株式会社ヤマウ」を承継会社とする新設分割を実施しました。  
なお、当社は2021年4月1日をもって、持株会社に移行し、商号を「ヤマウホールディングス株式会社」に変更いたしました。

(3) 当該組織再編に係る割当の内容

本新設分割に際して新設会社が発行する普通株式100株をすべて当社に割り当てます。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(5) 本新設分割により増減する資本金

本新設分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

新設会社は、新設分割計画書に定める範囲において、分割期日における当社の分割対象事業に属する資産、負債、各種契約などの権利義務並びに従業員との雇用契約を承継いたします。また、新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び新設会社は、本新設分割の効力発生日以降に履行すべき債務の履行を担保するのに足りる資産を有しており、当社及び新設会社の負担すべき債務の履行について、特段の問題はないものと判断しております。

## 3. 本新設分割の当事会社の概要

## (1) 各当事会社の概要

	分割会社 (2021年3月31日現在)	新設会社 (2021年4月1日設立)
名称	株式会社ヤマウ (2021年4月1日付でヤマウホールディングス株式会社に商号変更)	株式会社ヤマウ
所在地	福岡市早良区東入部5丁目15番7号	福岡市早良区東入部5丁目15番7号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小嶺 啓藏	代表取締役社長 有田 徹也
主な事業内容	グループ会社の株式または持分を保有することにより、当該会社等の業務活動を支配・管理すること	コンクリート製品製造及び販売事業
資本金	8億円	1億円
設立年月日	1958年2月(1953年創業)	2021年4月1日
発行済株式総数	6,306,000株	100株
決算期	3月末日	3月末日
大株主及び持株比率 (2021年3月31日時点)	福岡商事株式会社 14.38% 株式会社麻生 6.53% 株式会社トクヤマ 6.53% 平松 裕将 6.25% 明治安田生命保険相互会社 5.31% 株式会社福岡銀行 3.62% 株式会社鹿児島銀行 3.18%	ヤマウホールディングス株式会社 100%

(2) 分割会社の最近の決算期の業績（連結）

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
純資産（百万円）	5,190	5,762	6,987
総資産（百万円）	18,834	21,792	22,807
売上高（百万円）	24,068	23,089	26,711
営業利益（百万円）	855	1,142	1,874
経常利益（百万円）	973	1,173	1,863
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	501	732	1,243
1株当たり当期純利益（円）	81.98	119.70	203.15

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

不動産事業を除く当社の現に営む全事業

(2) 分割する事業部門の2021年3月期における経営成績

	分割事業部門の経営成績 (a)	分割会社の実績 (b)	比率 (a/b)
売上高（百万円）	15,527	15,602	99.5%
売上総利益（百万円）	4,099	4,127	99.3%

(3) 分割または承継する資産、負債の項目及び帳簿価額（2021年3月31日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産（百万円）	8,070	流動負債（百万円）	8,355
固定資産（百万円）	1,321	固定負債（百万円）	217
合計（百万円）	9,392	合計（百万円）	8,573

（注）上記は、2021年3月31日現在の帳簿価額をもとに試算しております。

## 5. 分割後の状況

	分割会社	新設会社
名称	ヤマウホールディングス株式会社	株式会社ヤマウ
所在地	福岡市中央区舞鶴3丁目2番1号 (2021年4月1日移転)	福岡市早良区東入部5丁目15番7号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 有田 徹也	代表取締役社長 有田 徹也
主な事業内容	グループ会社の株式または持分を保有することにより、当該会社等の業務活動を支配・管理すること	コンクリート製品製造及び販売事業
資本金	8億円	1億円
決算期	3月末日	3月末日

## 6. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理する予定であり、連結計算書類への影響は軽微であります。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>7,244,176</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,562,286</b>
現金及び預金	2,142,364	支払手形	890,892
受取手形	925,429	電子記録債権	1,174,305
電子記録債権	71,186	買掛金	902,781
売掛金	2,241,150	短期借入金	3,058,510
商品及び製品	1,491,974	リース債権	48,408
仕掛品	53,852	未払金	805,431
原材料及び貯蔵品	119,455	未払法人税等	269,372
未収入金	12,820	預り金	4,652
その他の金	191,725	賞与引当金	90,318
貸倒引当金	△5,784	その他	317,613
<b>固定資産</b>	<b>8,752,884</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,647,276</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,338,647</b>	長期借入金	2,243,691
建物	732,033	関係会社長期借入金	1,000,000
構築物	193,780	リース債権	47,007
機械及び装置	481,582	退職給付引当金	17,537
車両運搬具	20,814	長期未払金	127,624
工具、器具及び備品	217,956	資産除去債	168,601
土地	1,592,954	その他	42,815
建設仮勘定	91,874		
<b>無形固定資産</b>	<b>24,881</b>	<b>負債合計</b>	<b>11,209,563</b>
電話加入権	11,425	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	5,759	<b>株主資本</b>	<b>4,654,502</b>
その他の資産	7,696	資本金	800,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,389,355</b>	資本剰余金	730,095
投資有価証券	366,287	資本準備金	300,000
関係会社株	4,800,860	その他資本剰余金	430,095
差入保証金	23,130	<b>利益剰余金</b>	<b>3,126,967</b>
破産更生債権	5,000	その他利益剰余金	3,126,967
繰延税金資産	136,539	繰越利益剰余金	3,126,967
その他の金	62,538	<b>自己株式</b>	<b>△2,559</b>
貸倒引当金	△5,000	評価・換算差額等	132,994
<b>資産合計</b>	<b>15,997,060</b>	その他有価証券評価差額金	132,994
		<b>純資産合計</b>	<b>4,787,497</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>15,997,060</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2020年4月1日)  
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,560,780
売上原価	11,433,625
売上総利益	<b>4,127,155</b>
販売費及び一般管理費	3,168,343
営業利益	<b>958,811</b>
営業外収益	
受取利息及び配当金	133,441
保険配当金収入	859
業務受託料収入	12,972
鉄屑処分の収入	13,112
その他	44,524
営業外費用	
支払利息	65,697
固定資産除却損	50,491
その他	14,854
経常利益	<b>1,032,678</b>
特別利益	
受取保険金	24,471
固定資産売却益	14
特別損失	
災害損失	26,181
税引前当期純利益	<b>1,030,982</b>
法人税、住民税及び事業税	290,747
法人税等調整額	△28,198
当期純利益	<b>768,433</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年4月 1日)  
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	800,000	300,000	430,095	730,095
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	800,000	300,000	430,095	730,095

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	2,438,080	2,438,080	△2,540	3,965,635
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△79,546	△79,546		△79,546
当 期 純 利 益	768,433	768,433		768,433
自 己 株 式 の 取 得			△19	△19
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	688,886	688,886	△19	688,868
当 期 末 残 高	3,126,967	3,126,967	△2,559	4,654,502



(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	103,775	103,775	4,069,410
当期変動額			
剰余金の配当			△79,546
当期純利益			768,433
自己株式の取得			△19
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	29,219	29,219	29,219
当期変動額合計	29,219	29,219	718,087
当期末残高	132,994	132,994	4,787,497

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

① 子会社株式…………… 移動平均法による原価法

#### ② その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産

① 商品・製品・仕掛品・原材料… 総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

② 貯蔵品…………… 最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産除く) … 定率法 (但し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物

7年～50年

機械及び装置

12年

(2) 無形固定資産 (リース資産除く) … 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産…………… リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、次の方法により計上しております。

① 一般債権…………… 貸倒実績率によっております。

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権

…………… 個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

## 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### (2) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

中外道路株式会社株式の評価

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 3,153,000千円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、中外道路株式会社の事業計画等に基づく超過収益力および取得時に識別された無形資産等を加味した価額を評価した上で当該株式を取得しており、当該株式は時価を把握することが極めて困難であると認められる株式であります。

中外道路株式会社の財政状態の悪化等により、当該子会社株式の実質価額が取得原価に比べて著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には評価損の認識を行う可能性があります。

(会計上の見積りの変更)

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が2020年6月5日に公布され、2021年4月1日から施行されることとなりました。

当該改正に伴い、130百万円の見積りの変更を行いました。

なお、当該見積りの変更により、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は130百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	527,260千円
短期金銭債務	226,691千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,488,564千円

3. 担保資産及び対応債務

担保に供している資産

建物	607,523千円
構築物	2,244千円
機械及び装置	418千円
土地	1,516,828千円
投資有価証券	213,478千円
計	2,340,495千円

担保付債務

短期借入金	3,038,710千円
長期借入金	2,232,791千円
計	5,271,501千円

4. 保証債務

従業員の金融機関からの借入に対する保証 23,384千円

5. 受取手形割引高

1,872,590千円

6. 受取手形裏書譲渡高

1,233千円

## (損益計算書に関する注記)

## 関係会社との取引高

売	上	高	1,297,954千円
仕	入	高	2,232,837千円
営業取引以外の取引高			152,094千円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

## 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	187,059株
------	----------

## (税効果会計に関する注記)

## 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

## (繰延税金資産)

貸倒引当金	3,284千円
退職給付引当金	5,341千円
長期未払金	47,362千円
賞与引当金	27,510千円
減損損失等減価償却費	83,768千円
土地等減損損失	45,555千円
機械装置等除却損	26,870千円
たな卸資産評価損	10,160千円
資産除去債務	53,012千円
その他	87,215千円

繰延税金資産小計	390,081千円
----------	-----------

評価性引当額	△202,409千円
--------	------------

繰延税金資産合計	187,672千円
----------	-----------

## (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△51,133千円
--------------	-----------

繰延税金負債合計	△51,133千円
----------	-----------

繰延税金資産の純額	136,539千円
-----------	-----------

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ヤマウト ラスト	所有 直接 100%	役員の兼任 資材の調達	原材料の仕入 等 (注) 1	1,918,053	買掛金 未払金	45,730 131,740
子会社	中外道路株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任	資金の借入 (注) 2	400,000	長期借入金	400,000
子会社	大栄開発株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任	資金の借入 (注) 2	—	長期借入金	600,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 市場価格を勘案して価格交渉のうえ、決定しております。

2. 資金の借入については、市場金利を勘案し合理的に利益を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 782円41銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 125円58銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2021年4月1日付で新設分割を実施し、持株会社体制へ移行いたしました。詳細は、連結計算書類「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおりであります。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

ヤマウホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渋谷 博之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 徳永 陽一 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマウホールディングス株式会社（旧社名：株式会社ヤマウ）の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマウホールディングス株式会社（旧社名：株式会社ヤマウ）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年4月1日付で新設分割を実施し、持株会社体制へ移行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

ヤマウホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渋田博之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳永陽一 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマウホールディングス株式会社（旧社名：株式会社ヤマウ）の2020年4月1日から2021年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年4月1日付で新設分割を実施し、持株会社体制へ移行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。なお、当社は2020年12月25日開催の臨時株主総会の決議により、2021年4月1日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に機関変更したため監査役会設置会社の全取締役及び全監査役は2021年4月1日をもって任期満了により退任しております。当監査等委員会は下記に示す前任の監査役会及び各監査役の期中監査の状況を引き継いで監査を継続することで、2020年4月1日から2021年3月31日までの株式会社ヤマウの事業内容、連結計算書類を監査いたしました。

### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 前任の監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 前任の各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議へ出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 監査等委員会は、前任の監査役会及び各監査役より、第64期事業年度における取締役の職務の執行に係る上記(1)及び(2)記載の監査の結果等を引き継ぐとともに、監査等委員会監査等の基準、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するなどの業務監査を実施いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

ヤマウホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 濱 中 聡 生 ㊞

監査等委員 櫻 井 文 夫 ㊞

監査等委員 本 木 正 之 ㊞

(注) 監査等委員櫻井文夫及び監査等委員本木正之の両氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策として位置付けており、安定配当の継続を基本とし、財務体質の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保を確保することを基本方針としております。

この方針の下、当期の普通配当につきましては、業績が好調に推移したことを勘案し1株あたり22円といたしました。

また2021年4月1日付で持株会社体制に移行し商号を「ヤマウホールディングス株式会社」に変更した記念配当1株あたり10円を含め、1株あたり20円の特別配当を加味させていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に配当する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき42円  
(うち、普通配当22円・特別配当20円)  
総額 256,995,522円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月30日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	候補者の有する 当社の株式数
1	あり た てつ や 有 田 徹 也 (1960年1月9日生)	1983年 4月 (株)福岡銀行入行 2013年 4月 同 北九州営業部執行役員部長 2014年 4月 同 公務金融法人部執行役員部長 2016年 4月 同 北九州本部常務執行役員本部長 2017年 4月 同 北九州本部取締役常務執行役員本部長 2018年 4月 (株)FFGビジネスコンサルティング代表取締役社長 2019年 4月 当社入社顧問 2019年 6月 当社取締役副社長 2021年 4月 当社代表取締役社長（現任）  (重要な兼職の状況) 株式会社ヤマウ代表取締役社長	9,600株
2	ごん どう いさ お 権 藤 勇 夫 (1941年7月30日生)	1960年 4月 住友商事(株)入社 1996年 8月 当社入社関西事業本部副本部長 1997年 6月 当社取締役関西事業本部副本部長 1998年 4月 当社常務取締役環境・景観事業本部長 2002年10月 当社専務取締役兼営業本部長 2003年 5月 当社代表取締役社長 2012年 6月 当社代表取締役会長 2018年 6月 当社取締役会長（現任）	95,900株
3	い さ とし おき 伊 佐 寿 起 (1951年1月1日生)	1984年 1月 当社入社 1995年 6月 当社取締役九州事業本部大分事業部長 2010年 6月 当社常務取締役営業本部長 2015年 6月 当社専務取締役営業所轄 2017年 6月 当社専務取締役関東事業部所管 2018年 4月 当社取締役専務執行役員営業本部統括 2019年 6月 当社取締役専務執行役員営業本部統括、製造本部統括 2020年 4月 当社取締役専務執行役員営業統括 2021年 4月 当社取締役（現任）  (重要な兼職の状況) 株式会社ヤマウ取締役副社長	60,900株
4	むら た てる おき 村 田 暉 昭 (1943年6月16日生)	1966年 4月 鹿島建設(株)入社 2002年 6月 同 取締役土木営業本部長 2004年 6月 同 常務取締役土木営業本部長 2005年 6月 同 常務執行役員土木営業本部長 2008年 4月 同 専務執行役員土木営業本部長 2012年 4月 同 常任顧問 2021年 4月 当社取締役（現任）	一株

(注) 1. 上記の各候補者と当社との間の特別の利害関係については該当ありません。

2. 村田暉昭氏は社外取締役候補者であります。
3. 村田暉昭氏については、長年にわたり土木事業に携わった豊富な経験と高い見識及び企業経営に関する経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、取締役会における重要事項の決定及び業務執行の監督等に関して、当社と利害関係のない立場から有益な意見をいただくなど、コーポレート・ガバナンスの強化に尽力していただくことを期待します。
4. 村田暉昭氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3ヶ月となります。
5. 当社は、2021年4月1日付にて社外取締役村田暉昭氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を法令が規定する最低責任限度額とする契約を締結しており、当該村田氏が原案どおり取締役に再任された場合、当社は村田氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 取締役候補者村田暉昭氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 当社は、会社法第430条の3に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各取締役候補者はすでに本保険契約の被保険者となっており、各取締役に再任された場合引き続き被保険者になります。本保険契約は2021年7月に更新の予定であります。

**【保険契約の内容の概要】**

①被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社（孫会社を含む）のすべての取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はございません。

③填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について填補されます。

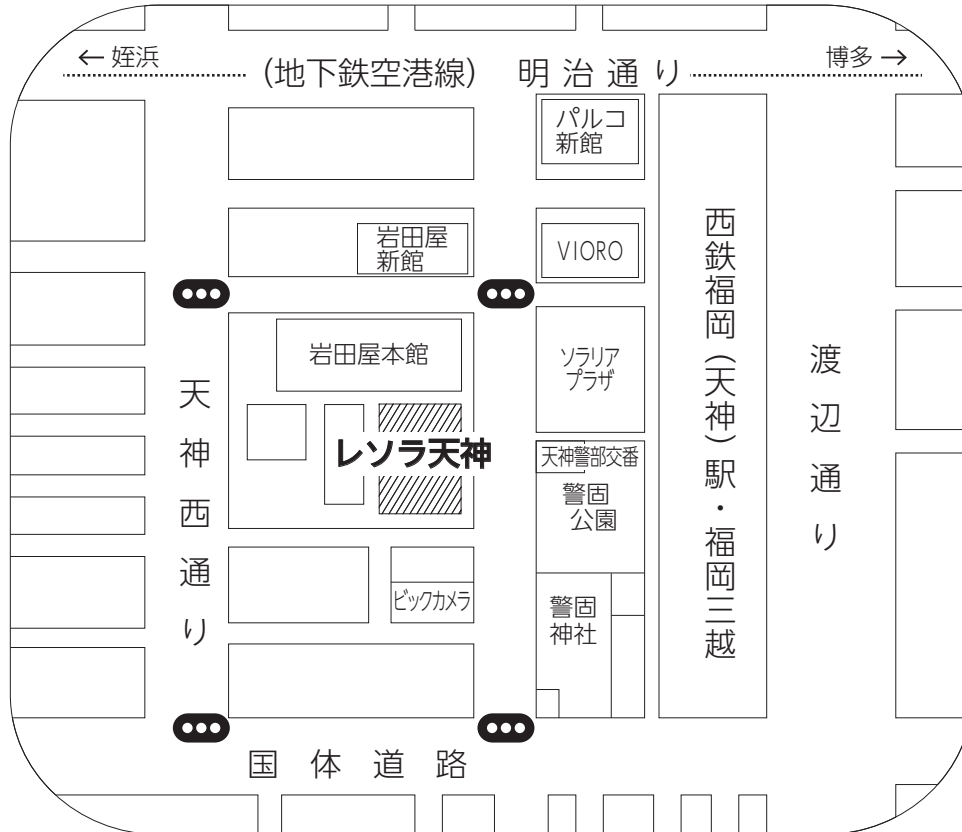
④役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の故意により法令に違反する行為、違法な利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

以上

# 株主総会会場のご案内

会 場 福岡市中央区天神二丁目5番55号  
レソラ天神5階 レソラNTT夢天神ホール



- ① JR 博 多 駅……地下鉄で7分 (地下鉄天神駅まで)
- ② 福 岡 空 港……地下鉄で12分 (地下鉄天神駅まで)
- ③ 西鉄福岡 (天神) 駅……徒歩3分
- ④ 地 下 鉄 天 神 駅……徒歩5分

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

UD FONT

